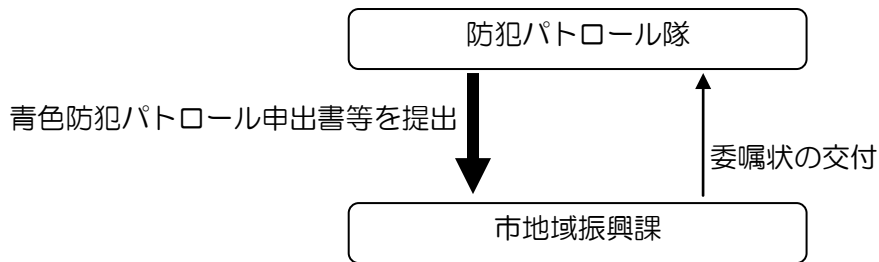


## 「着脱式青色回転灯及び表示用マグネット」の配付までの流れ

### 1 防犯活動の委嘱申請

市地域振興課へ防犯活動の委嘱を申請



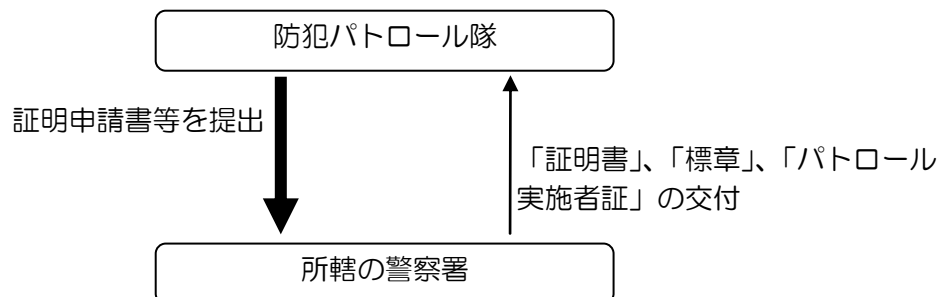
※ 委嘱を受けた団体は、委嘱の日から起算して6か月以内に、警察本部長から証明書、標章、パトロール実施者証の交付を受けてください。（受けられない場合、委嘱取消となります。）

※ 委嘱を受けた団体は、毎年12月に、青色防犯パトロールの活動状況を報告してください。

※ 上記委嘱は、所轄の警察署でも受けることができます。

### 2 青色回転灯装着車両申請

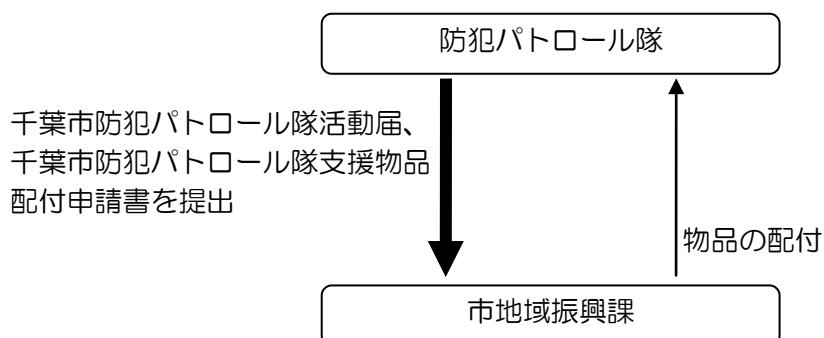
所轄の警察署を経由して警察本部長に証明書の発行を申請



※ 証明書、標章、パトロール実施者証の交付後、15日以内に運輸支局（軽自動車の場合は軽自動車検査協会）で自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」の記載を受けてください。

### 3 「着脱式青色回転灯及び表示用マグネット」の配付申請

市地域振興課へ「着脱式青色回転灯及び表示用マグネット」の配付を申請



※ 配付申請の際は、「証明書」及び「パトロール実施者証」の写しを添付してください。